

《施策の方向性》

「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」に基づき設置した有識者会議での意見を踏まえ、府民がインターネット上の人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう、より実効性のある施策を実施する。

被害者等への対応

■大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」（R5.11.6相談受付開始）

インターネット上のトラブルに関する相談を総合的に受け付け、誹謗中傷や差別等に対し助言等を行う専門の相談窓口を設置し、相談者に対して安心感を与え、しっかりと寄り添い、継続的な支援を行う。

○専門相談窓口の開設（削除要請の手続等の助言など被害回復に向けた支援等）

○専門家による相談（必要に応じ弁護士等の専門家による無料の相談を実施）

○広報・啓発活動の実施

教育・啓発活動の推進

■ターゲティング広告による啓発

誹謗中傷や差別に関するキーワードを投稿・検索した利用者に対し、ポータルサイトへの訪問を促す。

■企業等への教育・啓発等

幅広い世代向けの教材を作成し、経済団体や地域等と連携して教育・啓発を実施する。

■デジタルサイネージによる啓発

主要鉄道駅コンコース等のサイネージを活用し、啓発画像を放映する。

人権侵害情報への対応

■不当な差別的言動への対応

○削除要請の拡充（同和問題やヘイトスピーチに加え、他の人権課題に関する不当な差別的言動も対象とする。大阪府における削除要請の実施状況は、参考資料2のとおり）

○発信者への説示・助言の実施（発信者に対して、削除に向けた説示又は助言を行う）



根拠を明確にするため本条例の一部を改正（R5.10.30）のうえ、本部会に基本的な考え方を諮問

■誹謗中傷等への対応

被害者自身による被害回復が図られるよう、上記専門相談窓口において削除要請の手続等の助言を行う。